職場支援従事者(職場支援パートナー) 配置助成金のご案内

1 職場支援従事者配置助成金とは

重度知的障害者又は精神障害者(以下、対象労働者といいます)の雇用を促進し職場定着を図るため、対象労働者をハローワーク等の職業紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れ、職場支援従事者(職場支援パートナー)の配置を行う事業主に対して助成します。

事業主の方からは、雇い入れた労働者及び職場支援従事者の配置にかかる計画書をご提出いただきます。

※ トライアル雇用や精神障害者ステップアップ雇用を終了し、常用雇用に移行した後に、利用いただくこともできます。ただし、支給要件がありますので、都道府県労働局又は最寄りのハローワークにご相談ください。

2 職場支援従事者(職場支援パートナー)とは

以下の方が対象になります。

- ①対象労働者が行う業務について1年以上の実務経験がある者
- ②以下のいずれかの要件を満たす方で公共職業安定所長が認める者
 - ・特例子会社等での障害者の指導に関する経験が1年以上ある者
 - ・重度知的障害者又は精神障害者の雇用事業所での障害者の指導に関する経験が2年以上 ある者
 - ・障害者の就労支援機関や医療機関などでの障害者の相談等に係る実務経験が1年以上 ある者
 - ・障害者職業生活相談員、産業カウンセラー、職場適応援助者養成研修修了者、精神保健福祉士、社会福祉士、臨床心理士等の資格を有する者
- ③対象労働者に対する業務を通じた雇用管理のため、主に以下のような業務遂行上必要な援助及び指導を担当する者
 - ・作業方法・手順の手本を見せながらの反復した指導
 - ・作業の遂行に当たり、見守りつつ行う指導・援助
 - ・障害者の作業スケジュールの決定・管理
- ④対象労働者の業務の遂行に関する必要な援助及び指導を行うことができる場所に配置されている者

詳しくは都道府県労働局又は最寄りのハローワークにご相談ください。

 厚
 生
 労
 働
 省

 都
 道
 府
 県
 労
 働
 局

 ハローワーク(公共職業安定所)



3 受給できる事業主

以下のすべてに該当する事業主です。

- ① 雇用保険の適用事業主であること。
- ② 重度知的障害者であって、都道府県知事又は指定都市市長が交付する療育手帳の交付を受けている者又は精神障害である求職者(雇入れられた日現在における満年齢が65歳未満の者に限る。)をハローワーク等の紹介により、雇用保険の一般被保険者として雇い入れる事業主であること。
- ③ 職場支援従事者について、継続して雇用する雇用保険被保険者として雇用しており、対象労働者の雇入れ日から3カ月以内に職場支援従事者の配置を行う事業主であること。
- ④ 対象労働者の雇入れ日の前後6か月間に倒産や解雇など特定受給資格者となる離職理由の被保険者数が対象労働者の雇入れ日における被保険者数の6%を超えていない(特定受給資格者となる離職理由の被保険者が3人以下の場合を除く。)こと。
- ⑤ 離職、雇入れ、賃金の支払い等の状況を明らかにする書類(雇入れ通知書、賃金台帳、出勤 簿等)整備・保管し、速やかに提出する事業主であること。
- ⑥ 対象労働者及び職場支援従事者に対する賃金を支払日に支払っている事業主又は支払日を超 えて本助成金の支給申請までに支払っている事業主であること。
- ⑦ 労働関係法令に違反していない事業主であること。
- ⑧ 前々年度より前の年度に係る労働保険料を納入している事業主であること。

上記に該当する事業主であっても、対象労働者が過去3年間に職場適応訓練を受けたことがある者であった場合、過去3年間に雇用保険の被保険者として雇用されていた場合(トライアル雇用や精神障害者ステップアップ雇用を終了し、引き続き一般被保険者として雇い入れた場合を除く)等は、助成金の支給は行われません。

詳しくは、都道府県労働局又は最寄りのハローワークにご相談ください。

4 支給額

〇支給期間は3年間で、支給対象期ごとに支給されます。 (6か月ごとの支給対象期に分けて支給されます。)

対象労働者	中小企業事業主以外の事業主	中小企業事業主
短時間労働者以外の者	3万円	4万円
短時間労働者の場合	1万5千円	2万円

5 支給申請の流れ 1 3 **4** (5) 6 職場支援従_克対象労働者の 助職 支給 のハ 申助 助 成場 成金の支給 紹口 請成 金計画 介ワー 金 不支給決定 の 第 事の る者提配 者雇 期支給 の入 配れ 出置 第2期、第3期の支給申請は、④、⑤、⑥の流れになります